

宇土市いじめ防止基本方針



令和3年4月（改訂版）

宇土市

目次

はじめに

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1	いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2	組織の設置等	2
(1)	学校いじめ防止等対策委員会	
(2)	学校いじめ調査委員会	
(3)	宇土市いじめ防止等対策委員会	
(4)	宇土市いじめ再調査委員会	
3	いじめの定義	2
4	いじめ問題の理解	4
5	市の基本方針の内容等	4
6	いじめの防止等に関する基本的考え方	5
(1)	いじめの防止	
(2)	いじめの早期発見	
(3)	いじめへの対処	
(4)	家庭や地域との連携	
(5)	関係機関との連携	
第2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	8
1	市が実施するいじめの防止等のための施策	
(1)	いじめの防止等の対策のための組織の設置	
(2)	いじめの防止等のための取組	
2	いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	13
(1)	法第13条の規定による学校いじめ防止基本方針の策定	
(2)	「学校いじめ防止等対策委員会」の設置	
(3)	学校におけるいじめの防止等に関する取組	
3	重大事態への対処	22
(1)	重大事態の意味	
(2)	学校の設置者（＝教育委員会）又は学校による調査	
(3)	調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	
第3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	29
1	基本方針の見直しの検討	29
2	学校の基本方針策定状況の確認と公表	29

3 学校との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

- (1) 学校のいじめ防止基本方針の策定
- (2) 組織等の設置
- (3) 学校におけるいじめ防止等に関する取組への支援

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。しかしながら、未だにいじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

また、子どもに接するメディアやインターネットを含め、いじめの背景にあるストレス等、その態様も複雑化している。

いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育に関わる全ての者があらゆる手立てを講じて未然に防止すべきものであり、社会総がかりで対峙するための基本的な理念や体制を整備することが必要である。

これまで、平成25年6月「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が成立し、同年9月に施行された。また、これを受けて、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定。平成29年3月14日最終改訂。以下「国の基本方針」という。）が、また、平成25年12月26日には、熊本県いじめ防止基本方針（令和2年11月24日最終改訂。以下「県の基本方針」という。）が策定された。更に、平成29年3月14日の「国の基本方針」の改訂に併せ、同月「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が新たに策定された。

この宇土市いじめ防止基本方針（以下「市の基本方針」という。）は、法第12条の規定に基づき、学校、家庭、地域その他の関係機関が連携して、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。したがって、いじめの防止等の対策は、教師自ら児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが児童生徒との信頼関係を築き上げ、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごし放置することがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが、将来にわたりいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるようにすることを旨としなければならないし、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。また、いじめを解決していく過程で、そこに関わる児童生徒や大人の人間的な成長を重視しながら行われなければならない。

これに加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識しつつ、国，県，市町村，学校，地域住民，家庭その他の関係機関の連携の下，いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 組織の設置等

(1) 学校いじめ防止等対策委員会（組織の名称は学校判断による）

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「学校いじめ防止等対策委員会」を置く（法第22条）。

(2) 学校いじめ調査委員会

学校の設置者又はその設置する学校は、その下に組織を設け、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う（法第28条）。

(3) 宇土市いじめ防止等対策委員会

市教育委員会は、学校におけるいじめの防止等の対策を実効的に行うなどのため、「宇土市いじめ防止等対策委員会」を設置する（法第14条第3項）。

併せて、学校における重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う（法第28条）。

(4) 宇土市いじめ再調査等委員会

市長は、「宇土市いじめ再調査等委員会」を設け、必要があると認める場合は、（2）または（3）の組織が行った調査結果の調査を行う（法第30条）。

3 いじめの定義

法第2条では、「いじめ」の定義を次のとおりに規定している。

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、ときには発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って見極めることが必要である。

いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの子どもにも起こりうるものであり、それを相談する

ことは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を、客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の複数の教職員、心理、福祉等の専門的知識を有する者（SC・SSW等）等により構成される学校いじめ防止等対策委員会を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の児童生徒や、塾・スポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒間の何らかの人的関係をいう。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどをいう。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

一方で、いじめられた児童生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するものとは限らない。具体的には、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような事案については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要がある。

例えば、具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

4 いじめ問題の理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。いじめから子どもを救うためには、大人も子どもも一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうるものであるが、その責任をいじめられる側に求めるものではない。

とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することがある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

なお、平成28年6月刊行の国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめに巻き込まれている実態があり、特定の子どものみに集中する割合は減ってきたことが調査データに示されている。また、多くの子どもが入れ替わり加わる「暴力を伴わないいじめ」の場合、一部の子どもが加害を控えても、他の子どもが行為を続けていれば被害者は減らないと考えられる。そこで、全ての子どもがいじめに向かわなくてすむような学校づくりを考えていく必要がある。

5 市の基本方針の内容等

市の基本方針は、市、学校、家庭、地域その他の関係機関との連携等により、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、市や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策において蓄積された知見や具体的な対応策を生かしたいじめの防止等のための取組を定めるものである。

また、市の基本方針では、本市の実情に応じ、いじめの防止等対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止等の対策が、本市において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずべき対策の内容を記載する。

市の基本方針に沿った対策の実現のためには、学校、地域社会に法の趣旨・目的を周知し、いじめに対する意識改革を促し、いじめの問題への正しい理解の浸透や、児童生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の対応能力の向上及び対応時間の確保等の対策を講じ、その達成状況の継続的な検証が必要である。

6 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。なお、ここで言う「いじめに負けない」という表現は、いじめ心（人をいじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さを述べたものである（以下同じ。）。

(1) いじめの防止

児童等は、いじめを行ってはならない。（法第4条）

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の働きかけが必要である。したがって、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げることが重要である。

特に、児童生徒には様々な背景（障がいのある児童生徒、性的指向・性自認に係る児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒等）がある児童生徒もいることから、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめの防止等に対応することが求められる。

このため、学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分だけでなく他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが求められる。

併せて、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの意味を理解を促進し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要である。さらに、自他の意見等に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活をつくりあげること

も未然防止の観点から重要である。

保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、児童生徒のいじめを許さない心を育てるために、思いやりの心や善悪の判断、正義感等を育むための指導を行わなければならない。また、そのために日頃から児童生徒が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めることが大切である。

学校におけるいじめ問題は、児童生徒や保護者に接する教職員だけで対応すべき問題ではなく、学校を取り巻く社会全体で対応することが重要であることから、市民全体がいじめに関わる取組の重要性について認識し、家庭、地域と一体となって取り組んでいけるような普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒の小さな変化に気付く力を高めることが求められる。このため、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。したがって、児童生徒の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一歩踏み込んだ対応が求められる。わずかな兆候にもいじめの可能性を考え、初期の段階から関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることがないように、積極的に対応することが必要である。

また、いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者（教育委員会）は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童生徒のわずかなサインも見逃さないことが不可欠である。

(3) いじめへの対処

法第23条第3項では、「いじめに対する措置」を次のとおり規定している。

(いじめに対する措置)

第23条 (略)

3 学校は、前項の規定による事実の確認により、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

いじめが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、各学校のいじめ防止等対策委員会を機能させ、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への

連絡・相談等を行うとともに、早期に専門的な知識を有する者（SC・SSW等）や関係機関を交えたケース会議を開き、対応を協議することが求められる。

このため、教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能にする体制の整備が必要である。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた児童生徒によるいじめられた児童生徒に対する謝罪のみで終息するものではない。それは、いじめられた児童生徒といじめた児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれる。こうしたことから学校は、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していくことが必要である。さらに学校は、全ての児童生徒が、発生したいじめに向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが求められる。

(4) 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭、地域との連携が欠かせない。そのためには、PTAや地域の関係団体等と学校が、いじめの問題について協議する機会を設け、学校評議員制度や学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用し、又は、「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供するなど、具体的な対策を立て、それらが、有効に機能するよう取り組んでいかなければならない。

なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合でも、その結果を児童生徒や保護者、地域住民向けに公表し、検証を仰ぐことも必要である。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応については、学校や学校の設置者（教育委員会）が、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導によって十分な効果を上げることが困難な場合等には、専門的な知識を有する者（SC・SSW等）や関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や学校の設置者（教育委員会等）と関係機関の担当者との情報交換や連絡会議を開催する等、情報共有体制を構築しておくことが求められる。

その上で、学校等警察連絡協議会等において積極的に情報交換を行い、教育相談の実施に当たっては必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図り、

あるいは地方法務局等，学校以外の相談窓口があることを児童生徒へ適切に周知することなどに取り組むことも重要である。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 市が実施するいじめの防止等のための施策

(1) いじめの防止等の対策のための組織の設置

ア 宇土市いじめ問題対策連絡協議会…（事務局：教育委員会）

いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため，法第14条第1項の規定により，「宇土市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。その構成員は，園長校長会，教育委員会，子育て支援課等市関係機関，熊本地方法務局宇土支局，保護者，宇城警察署などのほか，心理・福祉の専門家等を想定し，本市の実情に応じて決定する。

連絡協議会は，次の事項について協議を行う。

- (ア) いじめ等の問題の実態把握及び根絶のための方策に関すること。
- (イ) 小中学校等の取組についての協議，情報交換等に関すること。
- (ウ) 啓発事業その他必要な事項に関すること。

イ 宇土市いじめ防止等対策委員会…（事務局：教育委員会）

いじめ問題対策連絡協議会と教育委員会との円滑な連携の下に，市の基本方針に基づきいじめの防止等のための対策を行う中で，法第14条第3項の規定により，専門的知識及び経験を有する第三者で構成する宇土市いじめ防止等対策委員会（以下「市対策委員会」という。）を教育委員会の附属機関として設置する。

この市対策委員会は，法第28条第1項に規定するいじめの重大事態が発生した場合の学校の設置者としての調査組織とすることが望ましいとされていることから，その調査組織を兼ねるものとし，よって，組織の構成も調査を前提として，学識経験者，心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者等で構成することを基本とする。なお，調査を行う場合には，いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）により構成するなど，当該調査の公平性・中立性を確保するように努めるものとする。

市対策委員会は，以下の機能を担うものとする。

- (ア) 教育委員会からの諮問に応じ，いじめの防止等のための調査研究等の有効な対策の検討を行うこと。
- (イ) 市立小中学校におけるいじめに関する通報又は相談を受け，第三者機関として当事者間の関係を調整する等の問題解決を図ること。
- (ウ) 市立小中学校におけるいじめの事案について，教育委員会が，学校からいじめの報告を受け，法第24条に基づき自ら調査を行う必要がある場合に調査を行うこと。
- (エ) 法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合において，当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査等を行うこと。

ウ 宇土市いじめ再調査等委員会 …（事務局：宇土市長）

法第28条第1項による重大事態に係る調査結果の報告を受けた市長は、法第30条第2項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関により再調査を行うものとし、この附属機関は、条例により、設置する。

組織の構成は、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者等で構成することを基本とし、調査に係るいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）により構成するなど、当該調査の公平性・中立性を確保するように努めるものとする。

(2) いじめの防止等のための取組

いじめの防止等のために市が実施する取組は、以下のとおりである。

ア いじめの防止

- (ア) いじめの防止等のための対策が関係機関の連携の下に適切に行われるよう、各種連絡協議会等既存の組織を活用し、学校、家庭、地域、関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他の必要な体制の整備を図ること。
- (イ) 副読本「熊本の心」、「宇土の心」等を活用し、先人の生き方に学び、健全な青少年を育成するための風土づくりを進めること。
- (ウ) 保護者が、子どもの規範意識を養うなど、保護者の責務等を果たし、子どもと適切に関わることができるよう、「くまもと家庭教育支援条例(平成24年熊本県条例第88号)」に基づき、家庭教育の重要性の啓発や「くまもと『親の学び』プログラム」の実施等を通じた啓発活動や相談窓口の設置等、家庭教育の支援を行うこと。
- (エ) 熊本県少年保護育成条例(昭和46年熊本県条例第30号)に基づき、18歳未満の児童生徒が使用する携帯電話等へのフィルタリング普及を促進し、学校裏サイト等のコミュニティサイトへの接触を回避させ、インターネット上でのいじめをしないさせない環境づくりに努める。また、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のサービス利用で児童生徒がいじめや犯罪に巻き込まれないよう、情報安全の観点から、情報モラル教育を充実させること。
- (オ) 児童生徒に、日常を離れた異年齢集団の中での体験活動や交流活動の機会を提供し、自ら主体的に考え、仲間と互いに協力しあって行動するなどの活動を通して、コミュニケーション能力の向上を図るとともに、他者を思いやる心を育むこと。
- (カ) 教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を引き起こし、いじめの深刻化を招く場合もある。特に体罰については、暴力を容認するものであり、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、児童生徒を傷つけ、又は他の児童生徒によるいじめを助長する可能性もあることから、定例園長校長

会議等により体罰禁止の徹底を図ること。

- (キ) 教職員一人一人の言動が、児童生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、アクティブラーニングの視点を重視した授業が推奨される中、授業に関する発言と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言等については、これを見逃さない教職員の育成に努めること。
- (ク) 市立学校教職員のいじめに対する基本的認識を深め、いじめの防止等に向けた実践的指導力を向上させるため、県立教育センター等における研修参加を促すとともに、校内研修が充実するための支援を行うこと。
- (ケ) ハートフルフェスタの開催に伴う人権作品の応募等、児童生徒を主体とした活動を通して、人権意識の高揚と一人一人の人権を尊重しようとする実践力や行動力を育てる取組の充実を図ること。
- (コ) 県教育委員会が主催する「心のきずなを深める月間」や「心のきずなを深めるシンポジウム」等を通じて、学校、家庭及び地域が互いの役割と責任を自覚し、相互に補完し合いながら、地域ぐるみでいじめを許さない学校・学級づくりに向けて取り組む気運を高める。また、児童会生徒会が主体となるいじめの防止等に係る取組を学校、家庭及び地域が一体となって支援すること。
- (カ) 学校の教育の根幹に人権教育を据え、全ての教育活動を通して道徳教育を充実させ、様々な体験活動を通して子どもたちに豊かな人間性や社会性を育む取組の充実を図るなど、いじめの未然防止に重点を置いた総合的な対策を継続的に推進すること。
- (シ) 教育委員会は、児童生徒が発する様々な訴えやSOSのサインに気付く、その変化に迅速に対応できるよう、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保するための学校改革を推進すること。

イ いじめの早期発見

- (ア) 市青少年センターの「ヤングテレホン」、 「熊本県24時間子供SOSダイヤル」、 県立教育センターにおける教育相談、 熊本地方法務局における「子どもの人権SOSミニレター」「子どもの人権SOS-eメール」「子ども人権110番」等いじめに関する通報及び相談を受け付けるための相談機関を周知徹底するなど、児童生徒がいつでも相談できる体制を整備すること。
- (イ) 「心のアンケート」、 「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」等を活用し、いじめを早期に発見するための定期的な調査等を実施するとともに、教育相談体制を充実させるなどして、いじめの早期発見に努めること
- (ウ) 児童生徒が自分の身の周りで起きているいじめを教職員に率直に相談することができるよう、県立教育センター等において、カウンセリングやコーチングの研修等、教職員が児童生徒との良好なコミュニケーション

ョンを図り，確かな信頼関係を築くための研修の充実を図るとともに，校内における研修を積極的に支援すること。

- (エ) より多くの大人が，児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう，PTAや地域の関係団体との連携を促進するとともに，学校運営協議会や学校支援地域本部，放課後子ども教室等，学校と家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築し，情報の共有化を図ること。

ウ いじめへの対処

- (ア) 学校内外で起きているいじめに関する情報は学校全体で共有し，学校いじめ防止等対策委員会で協議し，協働して解決への取組が図れるよう学校体制の整備やその有効な運用について指導・助言するとともに，校内研修が充実するための支援を行うこと。
- (イ) いじめを受けた児童生徒と，いじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても，学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため，宇城学校等警察連絡協議会，生徒指導担当者会議，青少年健全育成協議会等を通じて学校相互間の連携・協力体制の整備に努めること。
- (ウ) いじめの行為が犯罪と思われる場合には，熊本県学校等警察連絡協議会の申合せ事項による相談基準に基づいて適時かつ適切に相談を行うなど，警察との連携・協力体制の整備に努めること。
- (エ) 教育委員会は，市立学校から法第23条第2項の規定による報告を受けたときは，必要に応じて当該学校に対し支援を行い，又は必要な措置を講ずるよう指示を行うこと。
- (オ) 教育委員会は，学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づく出席停止の手續に関し必要な事項を定めた宇土市立小・中学校管理運営規則（平成14年教委規則第3号）第9条の規定により，学校や保護者へ周知を図るとともに，いじめを行った児童生徒の保護者に対して当該児童生徒の出席停止を命ずるなど，いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために，必要な措置を速やかに講ずることができるよう支援を行うこと。
- (カ) 教育委員会は，いじめが背景に疑われる重大事態への対応のため，標準的な手続きや留意点を示すマニュアル（調査票等の各標準様式を含む。）を整備すること。

エ その他の取組

- (ア) インターネットを通じて行われるいじめに学校が早期かつ継続的に対処するための取組を進めるとともに，求めに応じて講師を紹介するなど，関係機関・団体等が行う取組を支援すること。
- (イ) 各種研修会や通知等を通じ，いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響，

いじめを防止することの重要性，いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動に努めること。

- (ウ) 情報安全・情報モラルに関する「親の学び」プログラム講座を提供し，学校，家庭及び地域での話合いやルールづくりを支援すること。
- (エ) 重大事態発生時におけるＳＮＳ等の注意事項を整理した生徒・保護者向けの資料等，国や県の通知を各学校に周知する。
- (オ) いじめの加害者と疑われる児童生徒に対する指導の手引き等，国や県の通知を各学校に周知する。
- (カ) 「心のアンケート」の結果分析や生徒指導担当者会議等での情報共有等を通じて，いじめの実態把握の取組状況等の把握，学校における取組状況の点検と併せて，教師向けの指導用資料やチェックリストの配付とその活用などによって，学校におけるいじめの防止等の取組の充実を図ること。
- (キ) 法やルールを守る心や自他のプライバシーを大事にする心を育てる教育の充実を図るため，県警察，地方法務局，弁護士会等と連携し，指導内容・方法に関する資料提供や講師等の紹介等，学校等の取組を支援すること。
- (ク) 教育委員会は，学校評価や教員評価において，いじめの問題を取り扱うに当たっては，いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく，「積極的にいじめを認知し，適切に対応すること」を肯定的に評価すること。
- (ケ) 教育委員会は，学校評価において，いじめの発生を隠さず，その実態把握や対応が促され，児童生徒や地域の状況を理解したうえで目標を立て，目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し，それを基に改善に取り組むよう，必要な指導・助言を行う。
- (コ) 教育委員会は，教員評価において，日頃からの児童生徒の理解，いじめの未然防止や早期発見に加え，いじめの発生を隠さず，迅速かつ適切な対応や，組織的な取組等が行われるよう，実施要領の策定や評価記録書の作成等，必要な指導・助言を行う。
- (カ) 教育委員会は，研究指定地域等を設定するなどして，いじめの防止等のための対策やその実施状況についての調査研究及び検証を行い，研究発表会等を通じてその他成果の普及・啓発を図ること。
- (シ) 教育委員会は，いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し，「児童生徒が生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身に付けるための教育」を積極的に推進することができるよう，指導プログラムに関する資料提供や，学校等に配置・派遣しているＳＣ等の活用等，学校等の取組を支援すること。
- (ス) 保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会の導入により，いじめの問題等，学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する

仕組みづくりを推進する。

- (セ) 教育委員会は、管理職のいじめの防止等に必要なスキルや重大事態等の学校危機に対するマネジメントスキルの向上を図るための研修が充実するよう必要な措置を講じる。

2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

いじめの防止等のために学校が実施すべき施策は、以下のとおりである。これらを実施するにあつては、各々の教職員が自身の経験を通して身に付けてきたいじめ等に関する判断基準（例えば、「その程度であれば、被害側児童生徒が我慢すべき」、「被害児童生徒にもいじめられる原因がある」といった個人により異なる感覚的な見方）が優先されることがあつてはならない。教職員は、自身の価値観や事情をいったん取り払い、無条件の受容的態度をもって、いじめの防止等に対応することが重要である。

(1) 法第13条の規定による学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国及び県の基本方針、並びに市の基本方針を参考にして、自らの学校におけるいじめの防止等の取組について、基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校の基本方針」という。）として定める。

学校の基本方針は、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等、いじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

その具体的な内容として、いじめの防止の観点からは、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的かつ計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図ることなどが考えられる。

また、校内研修等、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組や、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等を具体的に定めるとともに、これらを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などの具体的な取組や、これらに関する年間を通じた取組計画を定めることなどが考えられる。そして、これらの学校の基本方針の具体的な策定事項は、同時に学校いじめ防止等対策委員会の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた学校いじめ防止等対策委員会の活動が具体的に記載されるものとする。

さらに、いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることも望ましい。その際は、県が作成するいじめの加害者と疑われる児童生徒に対する指導の手引きを活用する。

加えて、より実効性の高い取組を維持するため、学校の基本方針の記載内容が、当該学校の実情に照らして適切に機能しているかについて学校いじめ防止

等対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というP D C Aサイクルをあらかじめ学校の基本方針に盛り込んでおく必要がある。

学校の基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者等地域住民の参画を得て策定することが、学校の取組を円滑に進めていく上で有効である。また、児童生徒とともに学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校の基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が重要である。

さらに、策定した学校の基本方針については、各学校のホームページ等で公開し、保護者や地域住民等が確認できるようにするとともに、その内容を、児童生徒、保護者等に説明する。

(2) 「学校いじめ防止等対策委員会」の設置

法第22条の規定に基づきいじめの防止等に関する措置を組織的に行うため、当該学校の複数の教職員だけでなく、必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者（S C・S S W等）、弁護士、医師、教員・警察官経験者等、外部専門家の参加を得ることが必要である。

なお、学校いじめ防止等対策委員会を設置していることやその活動内容については、保護者等に周知する。

当該委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって、以下に例示するような中核となる役割を担う。

ア 学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核

イ いじめの相談・通報の窓口

ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有

エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核等

オ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

学校いじめ防止等対策委員会は、学校におけるいじめの防止等の中核として、いじめの疑いに関する情報を共有し、その情報に基づいて組織的対応をするために置くものである。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行う必要があるため、当該委員会が、情報の収集と記録、共有化の役割を担うため、教職員は、わずかな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを一人或いは少人数で抱え込まずに、全て当該委員会に報告・相談する。加えて、当該委員会に集められた情報を体系的に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図るものとする。

なお、学校いじめ防止等対策委員会における情報の窓口を一元化するため、

情報の集約等に係る業務を担う担当者（以下「情報集約担当者」という。）を学校内に最低1名を置かなければならない。

また、学校は、学校の基本方針や「早期発見・事案対処マニュアル」等において、いじめの情報共有の手段及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておかなければならない。

これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものでなく、気付きを共有して、早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の熟成に取り組む必要がある。

また、学校いじめ防止等対策委員会は、各学校の基本方針の策定やその見直し、各学校で定めたいじめの防止等の取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組をPDCAサイクルの視点から検証を担う役割を持つものである。

法第22条にいう「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、指導教諭、生徒指導担当教員、人権教育主任や児童生徒支援加配教員、人権同和教育主担者、学年主任、養護教諭、学級担任、部活動指導に関わる教職員等から、組織的対応の中核として機能するよう、各学校の実情に応じて決定する。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織とする。ただし、情報集約担当者については必置とする。

各学校においては、日頃からいじめの問題等、生徒指導上の課題に関して組織的に対応するため、「生徒指導部会」「いじめ対策委員会」等の既存の組織を活用して、法律に基づく組織としていじめの防止等の措置を実効的に行うべく機能させることも法の趣旨に合致するものであり、組織の名称は各学校の判断による。

いじめの未然防止・早期発見の実効化とともに、教職員の経験年数やクラス担任制の垣根を越え、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるためには、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画し、学校いじめ防止等対策委員会にこれらの機能や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要がある。このため、学校がいじめ対策の企画立案・事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるように、柔軟な組織とすることが有効である。また、当該委員会を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるように、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じてその運用を工夫する必要がある。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校におけるいじめの防止等のための取組は以下のとおりである。

なお、学校の基本方針に基づく取組は、年間を通じて計画的に行われるべきものであり、その実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民等の参加を図ることなどが考えられる。

また、学校は校内における「早期発見・事案対処マニュアル」や校内体制を整備するとともに、校長を中心に危機管理意識を高く持ち、いじめの未然防止や危機管理に向けた校内研修を定期的実施するなど、教職員の意識改革や資質の向上に努めるべきである。

ア いじめの未然防止

- (ア) いじめはどの子どもにも起こりうることから、全ての児童生徒を対象として、いじめを許さないための未然防止の取組として、児童生徒が主体的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

また、未然防止の基本として、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業実践を進め、互いの人権を尊重し支え合う集団づくりを行う。そのためにも教職員は児童生徒と信頼関係を築くことに努め、教職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高めていく必要がある。

- (イ) 児童生徒の携帯電話等情報通信機器の使用法、特にSNS等を利用した適切な情報発信に関する教育の充実を図ると同時に、児童生徒や保護者に対して、校内への持ち込みや使用に関するルールの周知を徹底する。
- (ロ) 児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査等によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、誰かに助けをを求めることを含むいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

加えて、集団の一員として自覚し、自信を持って行動できることでストレスを乗り越え、児童生徒相互のよさや可能性を認め合い、一人一人の人権尊重する人間関係を実現する学校風土をつくることが重要である。こうした点から、ストレスに適切に対処できる教育の実践が望まれる。

- (ハ) 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- (ニ) 児童生徒に「いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものが含まれる」ことを認識させ、法で禁止されていることを行えば、処罰されたり責任が問われたりすることを、児童生徒の発達段階に応じて指導することが必要である。
- (ホ) 学校全体に「いじめは人間として絶対に許されない」と考える文化が

醸成され、それが児童生徒個々の行動に反映されるよう取組を進めることも不可欠である。ただし、いじめの被害者及び加害者となった児童生徒の人権を守る視点も重要であることから、全ての児童生徒が、人の弱さや未熟さ、加害行為の要因となった事情や背景等に目を向けることができるようになることは、人権感覚を熟成するために、教育上必要な視点である。相手に心身の苦痛を与える行為を否とし、「いじめは許されない」といった雰囲気や熟成する一方で、被害児童生徒及び加害児童生徒の人権について、児童生徒と教職員と一緒に考えるといった機会を、児童生徒の発達段階に応じて設けることが必要である。

イ いじめの早期発見

- (ア) いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。こうしたことから、わずかな兆候であっても、いじめではないかと疑う視点を持って、早い段階からの確に関わり、児童生徒がいじめを隠したり軽視したりしないように、組織的に対応しいじめの早期かつ適確な発見と認知に努めることが必要である。

このため、全ての教職員は、自らの「いじめに気付く感受性」を磨き、日頃から児童生徒の見守りに注力するとともに、信頼関係の構築等に努め、それらを児童生徒の示す変化や危険信号を見逃さないために活用する。また、いじめへの組織的対応には教職員間の良好な人間関係が欠かせないことから、管理職をはじめ全ての教職員の対人スキルの向上を図ることも必要である。

(イ) 早期発見のための措置

① 教職員による観察や情報交換

児童生徒のささいな変化に気づいた場合、学校いじめ防止等対策委員会を開催など、教職員がいつでも情報を共有できるような校内のシステムを構築すること。

② 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施

児童生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や個別面談、生活ノートの活用等、きめ細かな把握に努めること。なお、アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員等に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員等は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速かつ丁寧に対応することを徹底し、「SOSの出し方に関する教育」の充実を図らなければならない。

③ 教育相談体制の整備

校内に児童生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。また、その充実に向け、教育委員会と連携し、

SCやSSWなど、学校内外の専門家の活用を図ること。

④ 相談機関等の周知

学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

⑤ 家庭等との連携と情報収集

メール等により、学校、家庭、地域との連携を呼びかけるとともに、家庭等が知り得たいじめの情報を収集する。

(ウ) いじめの早期発見のためのセルフチェック

① 朝いつも誰かの机が曲がっていませんか。

② 掲示物が破れていたり落書きがあつたりしていませんか。

③ 班にすると机と机の間にすきまがありませんか。

④ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げなどをしていませんか。

⑤ 教職員がいないと掃除がきちんとできていないことはありませんか。

⑥ 自由にグループ分けをさせると特定の子どもが残ることはありませんか。

⑦ 些細なことで冷やかしたりするグループはありませんか。

⑧ 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子はいませんか。

⑨ 自分たちのグループだけにまとまり、他を寄せつけない雰囲気はありませんか。

⑩ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気はありませんか。

ウ いじめに対する措置

法第23条第1項では、「いじめに対する措置」を次のとおり規定している。

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童生徒等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

(ア) 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合、当該いじめに係る情報が速やかに情報集約担当者に報告され、組織的対応を行う必要がある。

(イ) 学校はいじめに係る情報の抱え込みが起きない体制を整えなければならない。

(ウ) 各教職員は、学校の基本方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しなければならない。

(エ) 学校は被害児童生徒を徹底して守り通す。また、いじめた児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の形成を前提に、本人が抱える課題や悩みを理解するなど教育的配慮をしながら、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。その際、教育委員会への報告・連絡・相談

を徹底する。

- (オ) 学校は、必要に応じて、県が派遣する緊急支援員を要請することとし、派遣された緊急支援員の支援を円滑に活用し必要な連携を行うため、県が別途定める「いじめ問題等緊急支援員の活動体制について」に記載された各支援員の専門性や情報共有の在り方について、平素から理解を深めておくものとする。
- (カ) 学校は、重大事態発生時においては、県教育委員会が別途作成する「重大事態時のSNS啓発資料」を活用する。なお、重大事態発生時に限らず、入学式や保護者会などの機会を利用し、事前の周知啓発を行うなど、平時の情報モラル教育に活用したりするなど、情報モラルに対する教育を充実させるものとする。

エ いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件（ア）及び（イ）が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- (ア) いじめに係る行為が止んでいること
 - a 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること、この相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とするが、形式的な対処とならないように留意する。
 - b いじめの重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ防止等対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
 - c 行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
- (イ) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - a いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
 - b 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ等対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過

ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

日頃から重大事態に備えて、県教育委員会が作成した「いじめが背景に疑われる重大事態対応マニュアル」等を参考に、その手続や留意点（調査票等の様式を含む。）を自校化したマニュアルを整備しておくとともに、役割分担等を明確にした組織体制を整備し、それを教職員間で共有しておく。

さらに、学校いじめ防止等対策委員会については、開催が形式的なものにならないよう、いじめの認知、解消のため有効に機能していることを適宜点検していく必要がある。

オ 実際の対応

(ア) いじめの発見や相談を受けたときの対応

遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。

その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整えること。

(イ) 組織的な対応

発見・通報を受けた教職員一人で抱え込まず、学校いじめ防止等対策委員会へ報告し、その情報を共有する。その後は、当該委員会が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。また、適宜外部専門家と連携したケース会議も実施する。

○インターネット上の不適切な書き込み等について必要な措置を講ずるにあたり、必要に応じて法務局に協力を求める。

○法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する受付など、関係機関の取組について周知する。

(ウ) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめられている児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。あわせて、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制を作る。状況に応じて、専門的な知識を有する者（SC・SSW等）の協力を得る。

(エ) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認

された場合、学校は組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を覚えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導（出席停止も含む。）のほか、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。また、確実な情報を迅速に、保護者へ伝え、継続的な助言を行う。

(オ) いじめの事実調査

アンケート調査等を実施し、その結果を基に、聴取対象者等の絞込みを行う。

(カ) 集団への働きかけ

はやし立てたり面白がったりする存在の「観衆」や、周辺で見て見ぬふりをする「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、あるいは誰かに相談する勇気を持つよう指導する。互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

●いじめの4層構造

いじめをめぐる集団の中では、いじめの中心となる児童生徒がおり、同時にその外側には必ずいじめに加わる同調集団がいて、いじめられている児童生徒が孤立している。

いじめを受けている児童生徒から見れば、周りではやしたてる者も見て見ぬふりをする者も「いじている人」に見える。

被害者（いじめられている者）

加害者（いじている者）

観衆（周りではやしたてる者）→いじめを助長・促進する働き

傍観者（見て見ぬふりをする者）→結果としていじめを支持する働き

これ以外に、いじめを止めに入る「仲裁者」が現れる。この層は、「見て見ぬふりをする者」の層から積極的方向へと分化した児童生徒たちである。彼らは、暴力を否定し、善悪についての判断力を備えている。このいじめに対する批判層をどうやって育てていくかがいじめ防止指導の課題である。

森田洋司/清水賢二著、『いじめ：教室の病』

(キ) 継続的な指導

いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。

(ク) ネット上へのいじめへの対応

ネット上の不適切な書込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。また、必要に応じ、警察や法務局等と適切な連携を図る。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

法第28条第1項において重大事態とは、次のア、イに規定する疑いが認められる場合を言う。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- (ア) 児童生徒が自殺を企図した場合
- (イ) 身体に重大な傷害を負った場合
- (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
- (エ) 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものと見なして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握をしていない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言しないよう留意する。

(2) 学校の設置者（教育委員会）又は学校による調査

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育長はこれを市長に報告する。

(イ) 重大事態の調査主体と調査組織

重大事態の調査は、学校の設置者が主体となって行う場合と学校が主体となって行う場合が考えられ、国の基本方針において、「学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する」と示されていることから、本市においては、対象事案に応じて次の区分に基づき、教育委員会が判断する。

なお、学校が主体となって調査を行った場合でも、その後、教育委員会が必要と認めるときは、教育委員会の附属機関によって調査を行う。

① 学校が主体となって調査を行う場合

〔対象事案〕

- いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合
- いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

〔調査組織〕

学校に設置の「学校いじめ防止等対策委員会」を母体として、学校評議員、PTA役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、学校長が調査組織である「学校いじめ調査委員会」を設置する。

② 教育委員会が主体となって調査を行う場合

〔対象事案〕

- 学校が主体となって調査を行う場合以外の事案

ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断される場合には、教育委員会が主体となって調査を行うものとする。

〔調査組織〕

- 専門的な知識及び経験を有する第三者による構成によって、条例によりあらかじめ設置される教育委員会の附属機関を調査組織とする。

(ウ) 実施する調査の内容

重大事態の調査は、法第28条第1項において、「質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする」とされており、「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどについて、その事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることを指している。

このことを念頭に置きながら、調査組織において、当該重大事態の状況に応じた調査方法等を決定の上、適切に調査を進める。その際、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及及びその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実にしかりと向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

教育委員会及び学校は、調査組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

また、調査や再発防止に当たっては、国の基本方針に示されているよう

に、特に次の事項に留意しながら、国の基本方針に添付された「学校における『いじめ防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」などを参考にしつつ、事案の状況を踏まえて、適切に取り組むものとする。

① いじめられた児童生徒からの聴取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴取りが可能な場合、当該児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先する（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、その行為を停止させる。

いじめられた児童生徒に対しては、その事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて学校の設置者が積極的に指導・支援し、関係機関と適切な連携を図った上で、対応することが求められる。

② いじめられた児童生徒からの聴取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議の上、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴取調査などがある。

(自殺の背景調査における留意事項)

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。

この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査は、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その方法等については、以下の事項に留意の上、「子供の自殺が起きたときの調査の指針（改訂版）」を参考とするものとする。

○ 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

○ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校の設置者又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
 - 詳しい調査を行うに当たり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
 - 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）で当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
 - 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
 - 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
 - 学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の設置者の適切な対応が求められる。
 - 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、児童生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。
- ③ その他の留意事項

法第23条第2項において、学校は、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じるとされており、その措置を行った結果、重大事態であると判明した場合も想定されるが、その場合には、重大事態の全貌の事実関係を明確にするため、法第28条第1項による「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に

応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置により、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合はこの限りではない。

また、事案の重大性を踏まえ、教育委員会においては、学校と連携の上、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討するなど、必要な対応を行う。

更に、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がり、ときとして事実に基づかない風評等が流されることもある。そうした状況では、教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

また、教育委員会は、学校安全に係る危機管理の専門性を有し、キーパーソンとなる人材の育成に努め、自死事案等の重大事態が発生した際は、当該学校に対する指導助言が適切に行われるよう必要な支援を行うものとする。さらに、遺族の心情に配慮するため、第三者による連絡調整や各種支援が円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

イ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報の提供

教育委員会又は学校は、調査組織の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供にあたっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

ただし、個人情報保護を理由に必要な説明を怠るようなことがあってはならない。

(イ) 調査結果の報告

調査組織の調査結果については、教育委員会から(学校が調査主体となったものは、学校から教育委員会に報告し、教育委員会を通じて)、市長に報告する。

なお、①の説明結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて、市長に提出するものとする。

(3) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

ア 再調査

市長は、法第30条第2項に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又

は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、条例により、専門的な知識及び経験を有する第三者による構成により、あらかじめ設置される市長の附属機関「宇土市いじめ再調査等委員会」により調査を行う。

また、市長は当該附属機関による調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切に説明を行う。

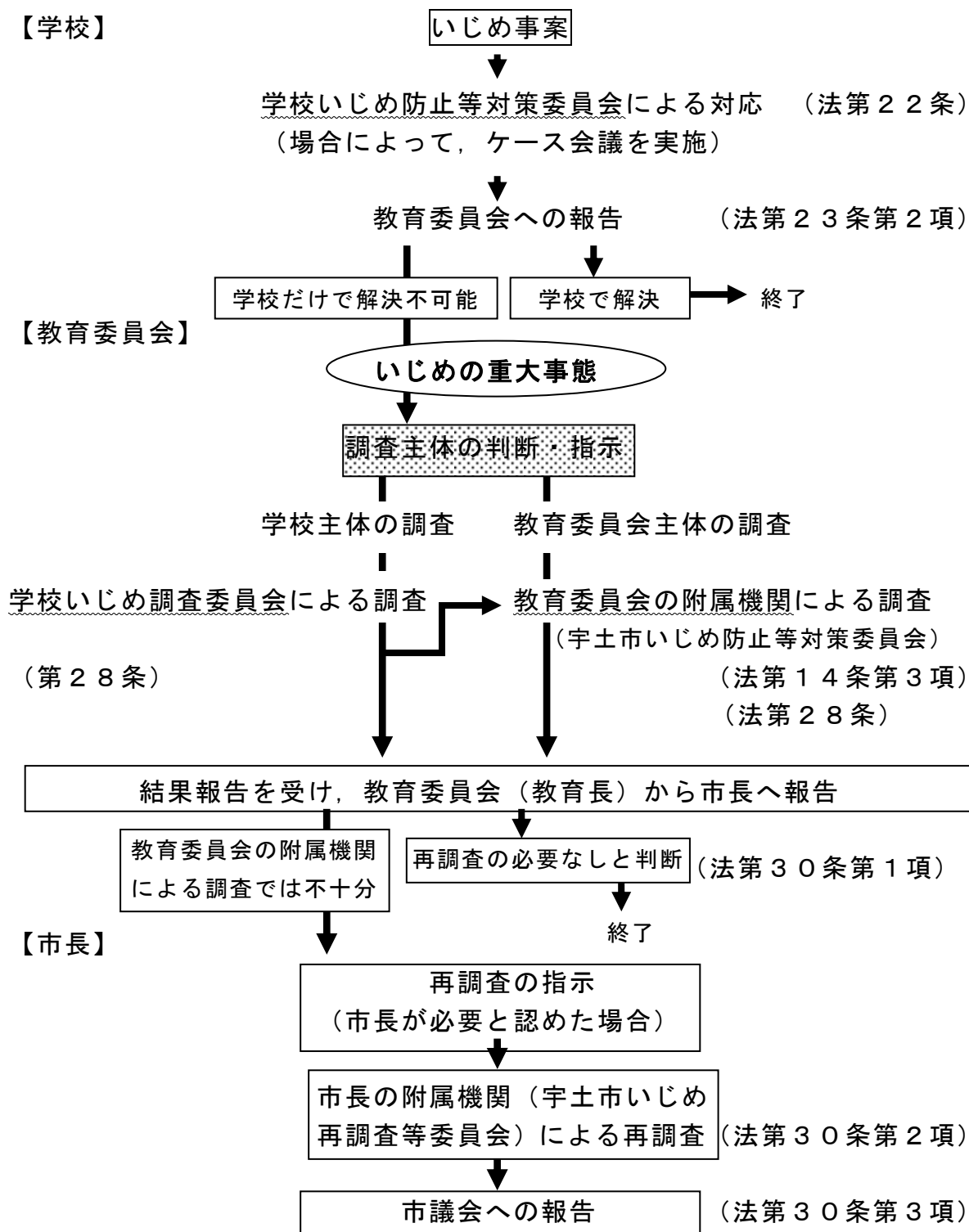
なお、これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、再調査を行ったときは、法第30条第3項に基づき、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を市議会に報告する。

さらに、市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(参考) 重大事態発生時の対応 フロー図



※ () 内は「いじめ防止対策推進法」の条項を示す。

※いじめ事案は、毎月、市教育委員会から県教育委員会へ状況を報告する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の見直しの検討

市は、この基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を並びに、国及び県の基本方針の変更等を勘案して、市の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

2 学校の基本方針策定状況の確認と公表

市は学校の基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、公表する。

3 学校との連携

(1) 学校のいじめ防止基本方針の策定

その策定に当たっては、市は、必要な助言や情報提供等、各学校に対して積極的に支援するものとする。

(2) 組織等の設置

各学校は、法第22条の規定により、当該学校の複数の教職員と必要に応じて、心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者（SC・SSW等）、弁護士、医師、教員・警察官経験者等、外部専門家の参加を得て法第22条に定める組織を設置しなければならないとされている。

市は、関係各課及び職能団体等の協力が得られる体制を平素から整え、必要に応じて、設置に向けた相談にのるなど、学校に対して必要な支援を行う。

(3) 学校におけるいじめ防止等に関する取組への支援

市は、教育委員会学校訪問等を通じて、各学校のいじめ防止基本方針に則りPDCAサイクルでの取組の評価を行うよう指導し、定期的に取り組の結果を確認する。

平成27年9月 策定

平成29年3月 第1次改訂版

令和2年6月 第2次改訂版

令和3年4月 第3次改訂版